

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日には、
当たる翌日は休きがと日)

公布された規則のあらまし

◇人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

一 民生委員法施行細則外二十五件について、申請書等において記載を義務付けていた「本籍」、「職業」、「家族の状況」等の記載を要しないこととするとともに、添付を義務付けていた「戸籍謄（抄）本」、「住民票」、「履歴書」等の添付を要しないこととする等所要の改正をすることとした。

二 県立保育専門学校、県立鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の入学時に必要とされる保証人の県内居住要件を廃止する等手続きの簡素化を図ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則

一 趣旨（第一条関係）

この規則は、鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の施行に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

二 試験の依頼（第二条関係）

鳥取県林業試験場（以下「試験場」という。）に試験等を依頼しようとする者は、試験依頼書に必要な供試物件を添えて知事に提出し、その承諾を受けなければならないこととした。

三 供試物件（第三条関係）

1 供試物件には、依頼者の住所及び氏名を明示しなければならないこととした。

◇人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則
(同和対策課)

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則（林務課）

鳥取県税条例施行規則（税務課）

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（障害福祉課）

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（ク）
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(職員課)

2 供試物件は、特別の場合のほかは、これを返還しないこととした。

3 知事は、試験上必要があるときは、供試物件の追加提出を求めることがで
きることとした。

四 試験結果（第四条関係）

試験を終つたときは、試験成績書を依頼者に交付することとした。

五 機械器具の使用（第五条関係）

1 試験場の機械器具を使用しようとする者は、使用願書を知事に提出し、そ
の許可を受けなければならないこととした。

2 使用者は、その機械器具の使用に当たつては、係員の指示に従わなければ
ならないこととした。

六 試験の承諾等の取消し（第六条関係）

知事は、必要があると認めたときは、試験の承諾又は機械器具の使用許可を
取り消すことができるのこととした。

七 手数料等の減免（第七条関係）

手数料等の減免は、次に掲げる場合に行うこととした。

(一) 公益上の理由により、試験を依頼し、又は機械器具を使用するとき。

(二) その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 1により手数料等の減免を受けようとする者は、減免申請書を試験依頼書

又は使用願書に添えて知事に提出しなければならないこととした。

八 手数料等の還付（第八条関係）

手数料等の還付は、次に掲げる場合に行うこととした。

(一) 手数料等を納付した者が、その責めに帰することができない理由により
試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消されたとき。

(二) その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 1により手数料等の還付を受けようとする者は、還付申請書を知事に提出
しなければならないこととした。

九 施行期日等

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

一 特別医療費助成制度の対象者である精神障害者に係る要件は、前年の所得に
ついて、所得税法等の規定により所得税を納める義務がない者とすることとし
た。(新第二条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 ふぐ処理師及びふぐ調理師の免許の申請書に添付する「医師の診断書を、精神
病者又は麻薬等の中毒者であるかないかに関するもの」(現行「精神病又は麻薬
等の中毒者でないことを証明するもの')に改めることとした。(第六条関係)

二 精神病者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかを決定

しようとするときに、あらかじめ知事が意見を聴取する者を、精神保健指定医
とすることとした。(第六条の二関係)

三 ふぐ処理師試験受験願等において記載を義務付けていた「本籍」を「本籍地
都道府県」に改める等申請書等の記載事項や添付書類を人権に配慮したものと
することとした。

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五一 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

一 知事が行う輸入食品等の検査に係る手数料の額は、保健所、食肉衛生検査所
及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例別表に定める額とする

「」とした。（第八条関係）

一 製品検査の申請書の書式の整備を行つた。〔様式第一号関係〕

二 かんすい及びタル色素製剤の検査命令に係る試験品の採取量について定め

「」とした。（別表第一関係）

四 一 の規則は、公布の日から施行するとした。

二 一に伴う所要の経過措置を講ずるとした。

規則

人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を「」に公布する。

平成八年二月一十六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

世帯員との統柄		〔12〕		〔13〕	
1 強い	2 普通	3 反対的	世帯員の協力を期待の可能性	1 強い	2 普通
〔15〕	〔14〕	〔16〕	〔15〕	〔17〕	〔16〕
〔18〕	〔20〕	〔19〕	〔21〕	〔20〕	〔19〕

〔介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正〕

人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

（民生委員法施行細則の一部改正）

第一条 民生委員法施行細則（昭和二十九年八月鳥取県規則第四十二号）の一部を次の

よつてに改正する。

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とする、第四号を第二号とする、第五号を第四号とする。

〔2〕 本籍	〔3〕 現住所	電話番	〔呼出〕
を			

〔1〕 戸籍筆頭者	〔2〕 本籍地	〔3〕 生年月日	〔4〕 職業
卒業後の先			
連絡先			
就職内定先の			

卒業後の 連絡先
就職内定先の 人 名称及び所在地

を「様」に改める。

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一一部改正)

第三条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

入寮申請書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長 様

申請者氏名

様式第1号(第4条関係)

ふりがな 氏名		性別	男・女	明治・大正・昭和 年 月 日生(歳)
現住所		電話番号		
申請の理由				
希望する居室 の区分	小居室・大居室			
居室の使用者	単身・夫婦・同居 同居者(配偶者を含む。)の氏名()			
入寮希望期間	年 月 日から * 年 月 日まで (*入寮期間が決まっている場合のみ記入してください。)			
居室に搬入す る物品の種類 及び大きさ等				
その他				

様式第2号 (第4条関係)

身 上 調 書

氏 ふ り が な 名	(印) 性 別 男 · 女					
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	生(歳)				
現 住 所						
健 康 状 態						
最 終 学 歴						
本 人 の 状 況						
そ の 他						
年 金 等 の 種 類	年	額				
及 び 年 額	円	円				
年 金 等 の 種 類	年	額				
及 び 年 額	円	円				
その他の収入	収 入 の 項 目	収 入	額			
医 療 保 險	保 险 の 種 類					
家 族 の 状 況	被 保 险 者 名					
緊急の場合の連絡先	氏 名	統柄 (配偶者・子等の別)	年齢	職 業	住 所	連絡先電話番号

様式第20号 (第18条関係)

「連絡先電話番号」に記入、「保証人」との続柄」を記入。
 「連絡先電話番号」に記入、「申請者との関係」に記入。

入 着 者 台 帳

氏 ふ り が な 名	性 別 男 ・ 女	居室使用区分		大居室 · 小居室		
		居室番号等	同居者氏名	号 室	都 · 道 · 府 · 県	
入 着 年 月 日			退 着 年 月 日		年 月 日	
入 着 前 住 所			本 籍 地			
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	生(歳)				
入 着 の 理 由						
家 族 の 状 況	氏 名	統柄 (配偶者・子等の別)	年齢	職 業	住 所	
緊急の場合の連絡先	氏 名	統柄 (配偶者・子等の別)	年齢	職 業	住 所	連絡先電話番号

平成8年3月26日 火曜日

鳥取県公報

氏名 身元引受人	入院者との関係	住所	連絡先電話番号																									
年金の種類																												
医療保険	保険の種類	収入額A 円	必要経費B 対象収入額(A-B) 区分																									
被保険者名																												
健康状態																												
学歴																												
職歴																												
趣味等																												
その他																												
生活指導項目																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象収入額の算定期間</th> <th>根拠</th> <th>階層区分</th> <th>事務費額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>収入の種類</th> <th>収入額A</th> <th>必要経費B</th> <th>対象収入額(A-B)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費用微収</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の階層区分の認定状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年度	対象収入額の算定期間	根拠	階層区分	事務費額		収入の種類	収入額A	必要経費B	対象収入額(A-B)			円	円	円	事務費用微収					の階層区分の認定状況				
年度	対象収入額の算定期間	根拠	階層区分	事務費額																								
	収入の種類	収入額A	必要経費B	対象収入額(A-B)																								
		円	円	円																								
事務費用微収																												
の階層区分の認定状況																												

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次の
のとおり改正する。

様式第一号及び様式第一号を次のようにする。

様式第1号 (第3条関係)

入 所 申 返 書

年 月 日

鳥取県知事 様
申請者氏名
(印)

鳥取県立福原荘に入所したいので、下記により申請します。

ふりがな 氏名	性別 男・女	明治・大正・昭和 年 月 日生(歳)
現住所	電話番号	
申請の理由		
希望する居室 の区分	小居室・大居室	
居室の使用者	単身・夫婦・同居者(配偶者を含む。)の氏名()	
入所希望期間	年 月 日から* 年 月 日まで (*入所期間が決まっている場合のみ記入してください。)	

様式第2号 (第3条関係)

身 上 調 書

居室内に搬入する物品の種類及び大きさ等	その他の
年金等の種類 及び年額	年金等の種類 及び年額
その他の収入	収入の項目 被保険者名
医療保険	保険の種類 被保険者名
氏名 (配偶者等の別) 姓 族の	統柄 年齢 職業 住所 連絡先電話番号

平成8年3月26日 火曜日

状況							
氏名		通称	職業	住所	連絡先電話番号		
緊急の場合の連絡先							
<p>様式第20号「身元引受人との統柄」を記入。 様式第11号の「もと記入」を記入。</p>							
<p>（写真はり付け）</p> <p>様式第20号（第6条関係）</p>							
<p>入所者台帳</p>							
ふりがな 氏名	性別 男・女	年金の種類	入所者と の関係	住所	連絡先電話番号	申請者との関係	
居室使用区分 居室番号等 同居者氏名		大居室 号室					
入所年月日	年月日	退所年月日	年月日				
入所前住所		本籍地	都・道・府・県				
生年月日	明治・大正・昭和 年月日生（歳）						
入所の理由							
家族	氏名	続柄 (配偶者・子等の別)	年齢	職業	住所	連絡先電話番号	

の状況							
身元引受人							
趣味等	その他						

生活指導 事項						
年度	対象収入額の算定期間	根拠	階層区分	事務費額	徴収	認定状況
収入の種類	収入額A	必要経費B (支給額A-B)				
円	円	円		円		

(鳥取県児童福祉法施行細則の一一部改正)

第五条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成21年3月鳥取県規則第110号)の一一部を次の
よハニ改正する。

様式第十一号、様式第十一号及び様式第十五号から様式第十八号までの規定中「殿」
を「様」に改め、「本籍 都・道・府・県」と記す。

様式第111号の1中の

本籍	都・道・府・県
現住所	

及

現住所

に改める。

様式第111号中の「殿」を「様」に改め、「7 給与俸給円」
を削ぐ、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に改める。

円

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第六条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年一月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「般」を「様」に改める。

住 所	本 籍
「住 所」	「住 所」

に改める。

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第七条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一船を次のように改正する。

第十一条第二号中「健康診断書」の下に「(新規高等学校卒業者を除く。)」を加える。

第十三条第一項第一号を次のように改める。

二 住民票の写し

第十三条第二項中「県内に住所を有する」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「般」を「様」に改め、「職業」を削る。

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第八条 看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第六十九号)の一

部を次のように改正する。

第五条第二項中「県内に居住し」を削る。

第六条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第七条及び第九条第二項中「連帯保証人」を削る。

第十四条第二項中「連帯保証人及び看護職員養成施設の長」を削る。

様式第一号表面中「般」を「様」に改め、「(表面)」「本人本籍」「本籍」及

び「職業」を削り、同様式裏面を削る。

様式第一号中「鳥取県知事」を「鳥取県知事 様」に改め、「本籍地」を削る。
様式第二号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

修学生推薦調書

*整理番号	推薦順位	人中 位	*決定番号
ふりがな 氏名			

住 所

養成施設名

養成施設の所在地

成績概評

人物概評

健 康 状 态

その他の参考事項

上記の者は貴県の修学生として適當な者と認め推薦します。

年 月 日

養成施設の長

印

鳥取県知事

様

*印は記入しないこと。

様式第五中「本籍」を置く、「殿」を「様」と改める。

様式第六中

本籍	本籍地	生年月日	職業
人	就職内定先又は進学先の名称及び所在地		

本籍	卒業後の連絡先	電話番号
人	就職内定先又は進学先の名称及び所在地	

「職業」を置く、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第十九中「殿」を「様」と「連帯保証人が」「修学生が」「戸籍抄本」を「死亡を証する書類」と改める、「6 死亡原因」を置く。

様式第二十中「殿」を「様」と改める、「本籍」及び「職業」を置く。

(理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部改正)

第九条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年二月鳥取県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項を回条第一項とする。

第六条中第一号及び第二号を削り、第二号を第一号とする、第四号を第二号とする、第三

印を捺す。

第七条及び第八条第一項中「及びその連帯保証人」を削る。

様式第二十中を次のようへに改める。

様式第3号(第6条関係)

修 学 生 推 薦 調 書

※整理番号	推薦順位	人中位	※決定番号
氏名		住所	
養成施設名		養成施設所在地	

人物概評	その他推薦の参考事項
職 氏 名 様	

上記の者は、貴県の修学生として適當な者と認め、推薦します。

年 月 日	養成施設の長	(印)
-------	--------	-----

※印は、記入しないこと。

様式第十七号中「殿」や「様」は、「戸籍抄本」や「死亡を証する書類」に改め、
「死亡原因」を削る。

様式第十八号中「殿」を「様」に改め、「職業」を削る。

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)
第十一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)及び
鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部
を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第一号とする。
第三条の見出し中「本籍、氏名及び住所」を「本籍地及び氏名」に改め、同条第一
項中「本籍」を「本籍地」に改め、同条第一項を削る。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第二条関係)」に、「本
籍」を「本籍地都道府県名」に、「殿」を「様」に改める。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第三条関係)」に、「本
籍、氏名」を「本籍地(氏名)」に、「新本籍」を「新本籍地 都道府県名(国籍)」
に、「旧本籍」を「旧本籍地 都道府県名(国籍)」に、「本籍(又は氏名)」を「本
籍地(氏名)」に、「戸籍謄本(又は戸籍抄本)」を「申請の原因である事実を証する
書類」に、「殿」を「様」に改める。

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「別記第四号様式」を「別記第四号様式(第四条関係)」に、「本
籍」を「本籍地 都道府県名(国籍)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第
二号様式とする。

(調理師法施行細則の一部改正)

第十三条 調理師法施行細則(昭和三十四年六月鳥取県規則第十三号)の一部を次
のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の中「履歴書」の次に
「(氏名、生年月日、住所並びに学歴及び職歴のみを記載したもの)」を加える。

様式第三号及び様式第四号中「殿」を「様」に改め、「職業」を削る。

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第十二条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十一号)の
一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第一号とする。

様式第三号及び様式第四号中「殿」を「様」に改め、「職業」を削る。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第十二条 栄養士法施行細則(昭和二十七年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条の見出し中「本籍、氏名及び住所」を「本籍地及び氏名」に改め、同条第一
項中「本籍」を「本籍地」に改め、同条第一項を削る。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第二条関係)」に、「本
籍」を「本籍地都道府県名」に、「殿」を「様」に改める。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第三条関係)」に、「本
籍、氏名」を「本籍地(氏名)」に、「新本籍」を「新本籍地 都道府県名(国籍)」
に、「旧本籍」を「旧本籍地 都道府県名(国籍)」に、「本籍(又は氏名)」を「本
籍地(氏名)」に、「戸籍謄本(又は戸籍抄本)」を「申請の原因である事実を証する
書類」に、「殿」を「様」に改める。

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「別記第四号様式」を「別記第四号様式(第四条関係)」に、「本
籍」を「本籍地 都道府県名(国籍)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第
二号様式とする。

住 所

を削る。

家族の状況			
続柄	氏名	年齢	別居

様式第四項中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の2を次のように改める。

2 申請の原因である事實を証する書類

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第十四条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年十月鳥取県規則第五十一号)の一部を

次のように改正する。

第三条の見出しを「(受験願書)」に改め、同条中「受験願書に、次の各項に掲げる書類を添えて」を「(受験願書を)」に改め、各項を削る。

様式第一号中「殿」を「様」と「本籍」を「本籍(都道府県名(国籍))」に改める。

様式第一項中「殿」を「様」に改め、「本籍」を削り、同様式の備考(1)中「履歴書」の次に「(氏名、生年月日、住所並びに学歴及び職歴のみを記載したもの)」を記入する。

様式第三項及び様式第四号中「本籍」を削る。

様式第五項中「[本籍]」を「[本籍(都道府県名)]」に改める。

様式第七項中「殿」を「様」に改め、「本籍」を削り、同様式の備考(2)中「戸籍の抄本」を「その事實を証する書類」に改める。

様式第八項中「殿」を「様」に改め、「本籍」及び「(免許証を失った場合は、始末書)」を削る。

(鳥取県興行場法施行細則の一部改正)

第十五条 鳥取県興行場法施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十号)の一部を

次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第一号の1中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後の住民票の写し、外国人登録済証明書又は法人登記簿謄本」を「その事實を証する書類」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第十六条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後の住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本」を「その事實を証する書類」に改める。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後の住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本」を「その事實を証する書類」に改める。

(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第十七条 鳥取県公衆浴場法施行細則(昭和六十年六月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1を次のように改める。

1 法人については、定款又は常務行為の写し

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「及び届出者の住民票の写し又は外国人登録済証明書」を削り、同様式の添付書類の2中「の法人登記簿謄本並びに届出者」を削る。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後住民票の写し、外国人登録済証明書又は法人登記簿謄本」を「その事實を証する書類」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第十八条 旅館業法施行細則(昭和三十二年十月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記様式第一号中「本籍」を「當業施設の名称」に、「旅館営業」を「旅館業營業」に改める。

別記様式第二号中「旅館業変更届出書」を「旅館業當業変更届出書」に、「本籍」を「當業施設の名称」に、「殿」を「様」に改める。

別記様式第五号中「昭和」を削り、「本籍又は住所」を「住所」に、「備考」を「職業」に改める。

別記様式第六号中「[二] 本籍」を「[三] 本籍」に、「五」を「四」に、「六」を「五」に改め、「[七] 通称」を「[八] 通称」に改める。

平成8年3月26日 火曜日

鳥 取 県 公 報

「」を削る。

(鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第十九条 鳥取県理容師法施行細則（昭和六十一年三月鳥取県規則第11十三号）及び鳥取県美容師法施行細則（昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本」を「死亡の事実を証する書類」に改める。

「

本籍	
現住所	

」を「

現住所	
-----	--

」に改める。

に改める。

(鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の一部改正)

第二十条 鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則（昭和六十一年九月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

「

職業及び勤務先	を	在学学校名
---------	---	-------

」に、「殿」を「様」に改める。

に改める。

「

様式第一号中	を	在学学校名
--------	---	-------

」

氏名	申請者と統柄	職業

(鳥取県農業大学校管理規則の一部改正)

第二十二条 鳥取県農業大学校管理規則（昭和六十年九月鳥取県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中第一号及び第二号を削り、第二号を第一号として、以下二号ずつ繰り上げる。

（鳥取県農業大学校管理規則の一部改正）

第二十三条 鳥取県農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第二号を第一号とする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第二十一条 鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和六十一年三月鳥取県規則第11十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「本籍（都道府県名）」を削る。

様式第七号中「殿」を「様」と、「死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本」を「死亡の事実を証する書類」に改める。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の2を次のように改める。

2 変更の事実を証する書類

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二十二条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年九月鳥取県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中第一号及び第二号を削り、第二号を第一号として、以下二号ずつ繰り上げる。

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成八年三月鳥取県条例第一二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の依頼)

第二条 鳥取県林業試験場(以下「試験場」という。)に試験を依頼しようとする者は、試験依頼書(様式第一号)に必要な供試物件を添えて知事に提出し、その承諾を受けなければならぬ。

(供試物件)

第三条 供試物件には、依頼者の住所及び氏名を明示しなければならない。

2 供試物件は、特別の場合のほかは、これを返還しない。

(試験結果)

第四条 試験を終つたときは、試験成績書(様式第一号)を依頼者に交付する。

(機械器具の使用)

第五条 試験場の機械器具を使用しようとする者は、機械器具使用願(様式第三号)を提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用者は、機械器具の使用に当たつては、係員の指示に従わなければならない。

(試験の承諾等の取消し)

第六条 知事は、必要があると認めたときは、試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消すことができる。

(手数料等の減免)

第七条 条例第四条の規定による手数料等の減免は、次に掲げる場合に行う。

- 一 公益上の理由により、試験を依頼し、又は機械器具を使用するとき。
- 二 その他知事が特に必要があると認めたとき。

- 2 前項の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする者は、林業試験場手数料等減免申請書(様式第四号)を試験依頼書又は機械器具使用願に添えて知事に提出しなければならない。

(手数料等の還付)

第八条 条例第五条ただし書の規定による手数料等の還付は、次に掲げる場合に行う。

- 一 手数料又は使用料を納付した者が、その責めに帰することができない理由により試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消されたとき。
- 二 その他知事が特に必要があると認めたとき。

(手数料等の還付)

- 2 前項の規定により手数料又は使用料の還付を受けようと/orする者は、林業試験場手数料等還付申請書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

- 2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中⁽⁴²⁾を⁽⁶²⁾とし、⁽⁴²⁾から⁽⁶¹⁾までを一ずつ繰り下げ、⁽⁴¹⁾の次に次のように加える。

(42) 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成八年三月鳥取県条例第一号)第一条の規定に基づく手数料

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)
鳥林試第 号

試験依頼書

供試品名	
数量	
产地又は 製造地及び 製造業者名	
試験の内容	
使用の目的	
試験手数料	
その他	

上記のとおり試験を依頼します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

年 月 日

記

依頼者 住所

フリガナ
氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

試験成績書

供試品名	依頼者 住所
数量	依頼者 氏名

年 月 日付けで依頼のあった試験の結果は下記のとおりです。

記

鳥取県知事

(試験担当者職氏名

印

鳥取県知事

様

様式第3号(第5条関係)

機械器具使用願

使 用 し た い 機械器具の名称	年 月 日 時から 使 用 期 間	年 月 日 時まで 使 用 目 的
----------------------	----------------------	----------------------

上記のとおり機械器具の使用をお願いします。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

依頼者 住 所

フリガナ 氏 名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県知事

様

様式第4号(第7条関係)

林業試験場手数料等減免申請書

減額又は免除の別	減 額 ・ 免 除
依頼試験又は 使 用 機械器具名	
減額又は免除の理由	

上記のとおり減免を申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

フリガナ 氏 名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県知事

様

平成8年3月26日 火曜日

鳥取県取公報

様式第5号（第8条関係）

林業試験場手数料等還付申請書

平成八年二月一十六日

承諾又は許可年月日及び番号	年月日第号
---------------	-------

依頼試験又は使用機械器具名	
---------------	--

手数料又は使用料 納付額	年月日納付 円
-----------------	------------

還付請求金額	円
--------	---

「

上記のとおり還付を申請します。

年月日

郵便番号□□□-□□

申請者

住所

フリガナ
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

本籍地	住所
申請者	事務所又は事業所所在地
氏名	氏名又は称
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(法人)

鳥取県知事 西 尾 昭 次

鳥取県規則第八号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のよつて
改正する。

様式田次一の項中「督促状（自動車税（一般））」を「自動車税督促状」に改め、同様
式田次三の項中「第五十一号様式」を「第五十一号様式その一及びその二」に改める。
第一号様式のセイ「殿」を「様」に

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

鳥取県知事

様

(表面)

(鳥取県)

自動車税
督促状

様

年 度	登録番号	納税番号
年度		
税額	円	
納期限	年 月 日	
延滞金が年14.6パーセントとなる日	年 月 日	

あなたの自動車税が上記のとおり未納となつていますので、直ちに納めてください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

この督促状を受け取られたときまでに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了承ください。

◎裏面をお読みください。

第一号様式の八その二の表面を次のように改める。

印

に改める。

第六号様式及び第六号様式の一中「殿」を「様」と、「県たばこ消費税」や「県たばこ税」に改める。
第五十一号様式を次のように改める。

第五十一号様式その一（第三十五条関係）

鳥取県部県税事務所長

年度

月 分 個 人 縣 民 稅 賦 課 徵 収 状 況 報 告 書

様

第五十一号様式その二(第三十五条関係)

区分	特定あん分率 又は 確定あん分率	収入済額			不納欠損額		払込額		本月末累計額
		県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計 収入	本 月 分 入	本 月 末 累 計	本 月 分 処 分 額	本 月 末 累 計	前 月 末 累 計 額	納 換 額	
現年分離課税に係る所得割 度割計	平均等割及び所得割 度割計								
過年度割及び所得割 度割計	平均等割及び所得割 度割計								
現年分離課税に係る所得割 度割計	平均等割及び所得割 度割計								
現年課税計	現年課税計	0.							
税滞納額越分	税滞納額越分	0.							
本税計	本税計	0.							
加課税過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 過少申告加算金 繰越不申告加算金 重加算金 計	加課税過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 過少申告加算金 繰越不申告加算金 重加算金 計	0. 0. 0. 0. 0. 0. 0.							
延年課税分 外滞納額 金合計	延年課税分 外滞納額 金合計	0. 0. 0.							

備考 1 「人員」欄には、課税人員を記載すること。

2 「調定額等」欄中「本月分」の人員は、実人員に異動を生じた場合にのみ記入すること。

3 確定あん分率については、払い込み金額が円単位まで算出できるまでの数値とし、特定あん
分率は小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。

4 延滞金は、本税の課税年度により区分して記載すること。

5 この報告書は、翌月10日までに提出すること。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

様式第四号中

を

に改める。

に改める。
様式第三号中 「発厚第 号」を「 第 号」に改める。

鳥取県規則第九号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一

部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条（見出しを含む。）中「第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同条を第一
条とし、同条の次に次の一条を加える。
(条例別表第四号の規則で定める疾病等)

第三条 条例別表第四号の規則で定める疾病及び規則で定める者は、別表に定めるとお
りとする。

様式第一号中

「
条例別表第5号
」を

「
条例別表
条例別表
条例別表

第五号		
第六号		

」

第5号及び条例別表第6号」に改める。

条例別表 件数	金額

条例別表 件数	金額

条例別表第5号	条例別表第6号

条例別表第5号	条例別表第6号

様式第六号中

国民健康保険被保険者	
その他の被保険者	
社会保険被保険者	
被扶養者	

を

次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

- 一 戸籍抄本又は外国人登録済証明書

第四条第一項第三号中「旨の所轄保健所長の証明書（様式第一号）」を「い」とを証する書類に改め、同条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「（鳥取県調理師免許証を含む。）」を削り、同項中同号を第二号とする。

第六条第二号中「ない」とを証明する」を「あるかないかに関する」に改め、同条に次の二号を加える。

- 三 写真（六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、裏面に撮影日を記入したもの）

第六条の次に次の二条を加える。

（精神病者に係る意見を聴く者）

第六条の二 条例第五条の二第二項に規定する者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条に規定する精神保健指定医とする。

第七条第一号中「本籍」を「本籍地都道府県名」に改める。

第十条第二項中「営業者の氏名」の下に「（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）」を加え、同条第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第十二条中「本籍又は氏名を変更した」を「免許証の記載事項に変更を生じた」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「申請の原因である事實を証する書類」に改める。

第十二条中「き損の場合は免許証を、亡失の場合は理由書」を「次の書類」に改め、同条の次に各号を加える。

一 写真（六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、裏面に撮影日を記入したもの）

ふぐの取扱等に関する条例施行規則（昭和二十四年四月鳥取県規則第九号）の一部を

鳥取県規則第十号

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 西 尾 四 次

国民健康保険被保険者	
その他の被保険者	
社会保険被保険者	
被扶養者	

「及び条例別表第5号」を「、条例別表第5号及び条例別表第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

ふぐの取扱等に関する条例施行規則（昭和二十四年四月鳥取県規則第九号）の一部を

平成8年3月26日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第11号 24

二) 取扱者の氏名 (法人の場合は、名称又は代表者の氏名)
様式第1号から様式第四号までの次のように改める。
様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 削除
様式第3号 (第5条関係)

収入証紙
はり付け欄

第 号

合 格 証 書

本籍地都道府県名 (国籍)
氏 名

年 月 日生

ふくぐの取扱等に関する条例第3条第1項 (第2項) に規定するふくぐ処理師 (ふくぐ調理師) 試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名 (国籍)

年 月 日

職 氏 名

印

住 所

年 月 日生

様式第4号（第6条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふくぐ処理師（ふくぐ調理師）免許申請書

職 氏 名 様

ふくぐの取扱等に関する条例第3条第1項（第2項）の規定により
ふくぐ処理師（ふくぐ調理師）の免許を受けたいので関係書類を添えて
申請します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名（国籍）

住 所

氏 名

㊞

年 月 日生

様式第五号中「様式第五号（第八条関係）」及び「(欄
理室)」を「(ふくぐ調理室)」及び「本籍又は氏名を変更したふくぐ」、「(欄
「免許証の記載事項に変更を生じたふくぐが、速やかに」」、「書換」を「書換ハ」」
「昭和年月日」を「年月日」、「鳥取県知事」を「職氏名」、「昭
和年月日」を「年月日」、「本籍」を「本籍地都道府県名」に改
ぬ。
様式第六号及び様式第七号を次のようにおめど。

平成8年3月26日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第11号 26

様式第6号(第9条関係)

職 氏 名 様	認 証 申 請 書	収 入 証 紙 はり付け欄
ふぐの取扱等に関する条例第4条第1項の規定による認証を受け るため下記のふぐ処理師(ふぐ調理師)を専任者と定めましたので 関係書類を添えて申請します。		
年 月 日	申 請 者 住 所 (法人の場合は、所在地) 氏名(法人の場合は、名称及び) 代表者の氏名	営業所所在地 屋 号
年 月 日 生	當 営 業 者 氏 名	
ふぐ処理師(ふぐ調理師) の氏名及び生年月日	年 月 日 生	記
登 錄 番 号	氏 名	記
當 業 所 所 在 地	登録番号	
屋 号	年 月 日	
當 業 の 種 類	鳥 取 県 団	

様式第7号(第9条関係)

年 月 日 生	當 営 業 者 氏 名	第 号
ふぐ処理師(ふぐ調理師) の氏名及び生年月日	年 月 日 生	認 証 書
登 錄 番 号	氏 名	記
當 業 所 所 在 地	登録番号	
屋 号	年 月 日	
當 業 の 種 類	鳥 取 県 団	

様式第八号中「様式第八号（第九条関係）」や「様式第8号（第9条関係）」に、「(謄写)」や「(ふく謄写)」に改め。

様式第九号中の様式第十号が次のように改め。

様式第9号（第11条関係）

ふぐ処理師（ふぐ調理師）免許証書換申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

下記のとおり免許証の記載事項に変更を生じたので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第11条の規定により免許証の書換えを受けたため関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名（国籍）

住 所 氏 名 年 月 日 生

記

変更事項	
旧	
新	

様式第10号（第12条関係）

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

下記の免許証をき損（亡失）したのでふぐの取扱等に関する条例施行規則第12条の規定により免許証の再交付を受けるため関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 年 月 日 生

記

登録番号	
登録年月日	

様式第11号（第15条関係）

認証書書換申請書

収入証紙
はり付け欄

職氏名様

下記のとおり認証事項に変更を生じたので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第15条の規定により認証書の書換えを受けるため関係書類を添えて申請します。

年月日

申請者住所（法人の場合は、所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
〔印〕

記

鳥取県知事西尾昭次

鳥取県規則第十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改める。
 別表第一の二中「(かんすい並びにタル色素及びその製剤を除く。)」を「(タル色素を除く。)」に改める。

様式第二号を次のよハシ改め。

変更事項	
旧	
新	

備考
 ふぐ処理師（ふぐ調理師）の変更の場合は、氏名及び登録番号を記載すること。

附 則

- この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- この規則による改正前のふぐの取扱等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証、認証書及び標札は、それぞれこの規則による改正後のふぐの取扱等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証、認証書及び標札とみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成八年三月一十六日

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

食品衛生法第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)

郵便番号□□□-□□

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
〔印〕

人事委員会規則

1 ニの規則は、公布の日から施行する。
2 ニの規則による改正後の食品衛生法施行細則第四条に規定する申請書については、平成九年三月二十一日までの間に限り、ニの規則による改正前の食品衛生法施行細則第四条に規定する申請書によることとする。

平成八年三月一十六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第一弾

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のよう改正する。
第一条中第九号を第十一号として、同号の前に次の一号を加える。

十 特殊危険物質処理作業 次に掲げる作業

〔一〕 特殊危険物質又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」といへば)が発散し、若しくは漏えにしている状況下で行う救助活動又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動のための作業

〔二〕 特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるもの

添付書類
製造者において検査を行った場合は、その成績
注

備考欄には、担当者の氏名、電話番号等を記載すること。

第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特殊危険物質危険区域内作業 特殊危険物質(サリン)(メチルホスホノフルオリ

ド酸イソプロピルをいう。以下同じ。) 及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。) による被害の危険がある区域内において行う作業 (第十号に掲げる作業を除く。)

第三条第一項第五号中「第三条第一項第六号」の下に「又は第十三号の二」を加え、同項中第十二号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 条例第三条第一項第十六号の二に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 第二条第十号(一)に掲げる作業又は特殊危険物質等が発散し、若しくは漏えいしている状況下で同号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 勤務一回につき四千六百円

(二) 特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況下で第二条第十号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 勤務一回につき二千六百円

第三条第三項中「第十三号」を「第十三号の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。